

# 障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (補助事業実施の15日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、  
収支予算書(様式第3号)を下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知 (交付申請から原則15日以内)

\* 交付申請の取り下げは交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

## 5. 実績報告提出 (事業の完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは実績報告書(様式第5号)、事業報告書(様式第2号)、  
収支決算書(様式第3号)を下記提出先に郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

県は実績報告書の提出を受けてから20日以内に補助金額を確定し、その旨を補助対象者に通知します。確定通知を受けた補助対象者は、口座振込依頼書を県に提出してください。県は口座振込依頼書の提出を受けた後、速やかに補助対象者の口座に補助金の振込を行います。

**資料提出・問い合わせ先** 福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進担当  
鳥取県鳥取市東町1丁目220番地  
電話 0857-26-7675  
メール shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp